

＜法律事務職員研修会特別講座＞ 民法を学ぼう！「民法条文学習ゼミ」

市民生活に深くかわり、私たち法律事務職員の実務にも大きな影響のある法律「民法」がこの間次々と改正されています。2017年5月には、債権法の大改正があり、これが2020年4月1日から施行されます。又今年7月には相続法が改正され、基本的には来年7月（一部は来年1月、再来年）から施行されます。

どちらも様々な形で私たちの扱う実務に直接関わってきますが、実は私たち法律事務職員の中には、そもそも民法をきちんと学習する機会がなかったという方も多く、元々の民法の知識があやふやな状態で、改正法を学習してもなかなか理解も困難と思われるます。

そこで、特に私たちの実務に関わりの深い条文を中心に民法の基本学習をしつつ、合わせて改正法の実務への影響も勉強しようという企画を考えました。

もちろん重要条文に絞った学習であっても、多岐に渡り、膨大な内容になりますので、数回ではとても無理です。そこで、今年10月から月に1回程度のペースで1年くらいかけて勉強したいと考えています。学習方法も、講師の話を聞くだけではなく、参加者自身がゼミ形式でお互いに助け合いつつみんなで勉強する方法をとりたいと考えています。この機会に民法とその改正法を勉強したいと思う方、ぜひ私たちと一緒に勉強しましょう。お申し込みをお待ちしています。

◆日 時 第1回 10月24日（水） 18：30～20：30

第2回 11月21日（水） 18：30～20：30

（以下1か月に1回程度開催予定）

◆会 場 文京区民センター3-D会議室（第3回以降は改めてお知らせします）

◆定 員 30名（申込順、定員に達しましたら〆切りいたします）

◆参加費 1回800円

◆申込み 下記事項を記載し、10月17日までにE-mailでお申し込み下さい。

氏名、所属事務所名、連絡先電話番号、FAX番号

E-mailアドレス（申込時に使用したアドレスであれば記載不要）

＜申込み先E-mailアドレス＞ mail@www.solajp.org

または、 jimu@jalap.jp

なお、準備ができ次第、法律事務職員業務研修世話人会HPからもお申し込み可能となります。→ (<http://www.solajp.org/>)

※ 事前連絡用に上記情報を必ずお知らせ下さい。ご記入いただきました個人情報、研修・書籍等のご案内以外には利用いたしません。

主催 法律事務職員業務研修世話人会

（共催）日本弁護士補助職協会（略称：JALAP）・JALAP関東

連絡問合せ先 Tel03(3230)1056 鈴木 03(6801)5602 国分